

県立新発田南高等学校いじめ防止基本方針

平成29年3月1日

1 いじめ定義と本校の基本認識

(1) いじめ

「いじめ」とは、「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」である。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。

(2) 基本認識

「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものである」との基本認識に立ち、全校生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう「いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめ防止の基本姿勢として以下の四点をあげる。

- ①いじめを許さない、見逃さない雰囲気づくり
- ②自己有用感を高め、自尊感情を育てる教育活動
- ③いじめの認知・早期発見
- ④いじめの早期解決と解消後の見守り（再発防止）

2 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめを許さない、見逃さない雰囲気づくり

- ①人権同和教育講演会
- ②教育相談、アンケートの実施
- ③職員対象研修会の実施

(2) 協調心を高め、自尊感情を育てる教育活動

- ①生徒会活動、行事、部活動
- ②委員会活動、体育祭、文化祭、修学旅行、部活動等
- ③学習活動と授業

朝学習、課外授業、個別指導

3 いじめの認知・早期発見のための取組

(1) 日常観察（学級、授業）

朝の挨拶運動、休み時間、授業、LHR、部活動、SNS

(2) 教育相談、保護者懇談

生徒（学期毎）、保護者（年2回）、学年PTA

学級担任援助（学年主任、教頭による指導・助言、外部機関との連携）

(3) アンケート

いじめアンケート（学期毎、生徒）

体罰アンケート（年1回、生徒・保護者・教職員）

(4) 不登校傾向生徒への早期対応

学級担任による連絡、家庭訪問、欠席理由の把握
学年主任への報告、いじめ防止委員会への報告

(5) いじめの認知への速やかな対応

いじめ対応委員会による迅速な認知判断、事案ごとのアンケート調査、外部
機関との連携、県教委への報告

(6) その他（保健室、部活動、行事など）

保健室の利用状況、課外活動への参加状況の把握と情報共有の強化

4 いじめの早期解決のための取組

(1) いじめ対応委員会

個別事案ごとの対応委員会「〇〇事案対応委員会」とし、明確な目標を定
めて、事態の収拾にあたる。

(2) 外部専門機関との連携

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員、
県教育委員会、警察、児童相談所、その他相談機関との連携

(3) 保護者との連携

被害生徒の保護者への協力要請及び支援
加害生徒の保護者への協力要請及び支援

(4) 事後指導

再発防止のため、関係生徒の一定期間の見守りと相談活動

5 いじめに取り組む校内組織

(1) いじめ防止対策委員会

①構成：教頭、教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事、
工業学科主任、養護教諭、特別支援コーディネーター

②業務：いじめ防止対策、調査及び相談

年間計画の立案、悩みを抱える生徒の発見と情報収集、教育相談での情
報、アンケート結果についての報告、対応についての調整

③開催：月1回程度

(2) いじめ対応委員会

①構成：校長、教頭、該当学年主任、該当担任、生徒指導主事、養護教諭

②業務：いじめの認知、解決に向けての計画及び指揮、外部機関との連携

③開催：随時

(3) いじめ重大事態対策委員会

①構成：校長、教頭、校務運営委員会

②業務：緊急・重大事態に対して、県教育委員会と連携を取り、解決にあたる。

③開催：緊急・重大事態

6 その他

生徒、社会状況の変化により、発生する問題と必要な対応は変化する。よって、この基本方針は毎年改訂を重ねるものとする。